

Title	ジンバブウェにおける都市民と政治：ハラレをケースとして
Sub Title	The urban people and politics : the case in Zimbabwe
Author	井上, 一明(Inoue, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.11 (2002. 11) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジンバブウェにおける都市民と政治

——ハラレをケースとして——

井 上 一 明

問題の所在

第一章 都市の人々と権力

第二章 ハラレに暮らす人々

第三章 E S A P と社会的騒乱

第四章 ハラレ市民の政治的「異議申し立て」

結論

問題の所在

本稿は、なぜ都市に住む人々の直接行動、たとえばストライキ、職場放棄、デモ、暴動、そして政治行動などが、時として大きな政治変動を引き起こす契機となるのか、という基本的な問題意識に立脚している。¹⁾そして本稿で取り上げる問題は、都市に住む人々をこうした直接行動へと駆り立てる要因とは何か、というところにある。これまで都市住民の直接行動が、政府（中央政府、地方自治体）による行政政策の変更、政権の交替、そして

権威主義体制下においては「民主化」の契機となったことは多くの事例を挙げることができる。たとえば発展途上国に限定してもフィリピンにおける八六年のマルコス政権の崩壊(二月革命)、二〇〇一年のエストラダ大統領の辞任、そして一九九八年のインドネシアにおけるスハルト体制の崩壊などは、都市の人々が政治変動の主たる担い手となったことは明らかである。またアフリカでは、九〇年代の「民主化」において都市住民の暴動が契機となつて「民主化」プロセスが開始されたケースがしばしばみられた。たとえば九〇年六月のザンビアの首都ルサカにおける食糧暴動、そして九二年五月、マラウイの主要都市であるブランタイヤそして首都リロングウェで発生した暴動などは、その典型的なケースといえるであろう。

それではなぜ都市に暮らす人々は、こうした大きな政治変動の担い手となるのであろうか。この問題を説明する一つの仮説は、都市の人々は日常生活において、政府(中央政府・地方自治体)によって提供される行政サービスへの依存度が、農村部の人々よりも高いために、行政サービスが行政機構の機能不全によって十分に提供されない場合には政府に対する「異議申し立て」として直接行動へと向かう傾向がみられる、ということである。本稿はこの仮説にもとづいて、まず都市と住民に関する一般論を概観したうえで、ジンバブエの首都であるハラレをケースとしてこの仮説の検証を試みたい。後で述べるように、ハラレに住む人々は特に九〇年代の後半以降、ストライキ、職場放棄、デモ行進、そして食糧暴動といった直接行動によって、生活条件の改善を政府に訴えた。そして彼らは二〇〇二年二月の新憲法に関する国民投票、同年六月の総選挙、さらには〇二年三月の大統領選挙において野党勢力の主たる担い手となった。

「生活条件の改善」は、都市部、農村部の違いを越えて人々が求める普遍的なテーマであろう。ジンバブエにおいても同様である。しかしながら農村部の人々は、この実現を政府に求めるための直接行動をおこなわなかった。それではなぜ都市の人々はこれをおこなったのであろうか。この問題を解く手が係りとして、都市のもつ普

遍的な性格、権力、そしてそこに暮らす人々についての一般論についてみてみたい。

第一章 都市の人々と権力

人々、そして本稿においては都市に暮らす人々を権力あるいは政府に対する直接行動に駆り立てる場合、そこには何らかの要因があるはずである。たとえば藤田弘夫は、人々が権力に立ち向かう要因を「飢餓への恐怖」に求めた。藤田によれば、権力とは人々を支配すると同時に人々に保障を与えるものと規定する。「権力は人々の生活の『保障』と『支配』の関係として生みだされたのである。この意味で、支配なき権力もなければ、保障なき権力もない⁽²⁾」。また「国家権力は、決して国家権力を創出するために生みだされるものではない。国家権力が責務としたのは、あくまで安全の保障である。……国家権力は人々が安全に生活を営むうえで必要とする最低限の暴力を担ったに過ぎない⁽³⁾」のであり、「安全こそは、権力に課せられた最大の課題だった」のであると、藤田は指摘する。そして「食糧」こそが、人々の生活に対する保障であった。したがって「食糧」という保障を権力が人々に与えなければ人々は権力に反抗する。

ここで注意すべき点は、仮に人々が飢餓への恐怖から直接行動を起こすにしても都市部の住民と農村部の住民の行動は、権力に与えるインパクトが大きく異なるということである。すなわち「もし、都市の民衆が飢餓に陥ると、彼らのエネルギーは食料分配機構の告発に向けられる。つまり都市の飢餓は『社会問題』となりやすいのである。彼らは都市の権力機構や流通機構の不備を指摘するとともに、時にはそれらを『正義』の名のもとに転覆させようとすらしめた。窮地におよんで都市の民衆の作り出す権力は、国家にとつて、いつ突き刺さるかもしれない〈喉もとの剣〉だった。したがって、国家は何としてでも、都市の住民だけは、食べさせていかなければなら

らなかつたのである⁽⁵⁾。さらに藤田は、次のように指摘する。「都市は官製の権力を演出する劇場であることは、同時にそこが民衆の権力を演出する劇場となることをも意味する。都市はしばしば民衆の『異議申し立て』の場ともなつたのである⁽⁶⁾」。

ところで、都市と情報あるいはコミュニケーションという観点からみても、都市住民の行動が農村部の住民のそれに比して、権力にとってはきわめて大きなインパクトをもつことが知られている。たとえば大石裕の言葉を借りれば、「都市は、巨大な情報消費地であると同時に情報生産の中心地⁽⁷⁾」である。さらに大石によれば、社会的都市空間では、他の地域と比べてコミュニケーションという社会過程が高密度で展開される分だけ、情報やテクストの有する意味をめぐって対立や紛争が観察されるといふ⁽⁸⁾。すなわち都市においては情報が豊富に蓄積され、かつコミュニケーションが高密度で展開されるために、都市住民の行動が、より「社会問題」となりやすいといえよう。

藤田は、先に述べたように都市住民の蜂起による国家権力の転覆を飢餓に求めた。すなわち都市の民衆に対する食料の安全保障こそが権力の安定基盤となる。これについては藤田が議論しているように歴史上多くの事例にみることができよう⁽⁹⁾。ここでは藤田の議論を踏まえて、中央政府・地方自治体によって都市住民に提供される行政サービスの注目したい。ここでいう行政サービスとは、電気、水道、ガス、公共交通機関、住宅、保健医療、基礎教育そして食料の安定流通など都市部の住民が「最低限度」の生活を営むうえで欠くことのできないインフラストラクチャーの提供をいう。これらのサービスは、日々、都市に暮らす人々にとって必要不可欠なものであることはいうまでもない。この点に関しては先進国でもアフリカ諸国でも大きな違いを見いだすことができない。それではこうした行政サービスが、著しく損なわれた場合、たとえば都市に暮らす人々の現金収入に比べて、こうしたサービスの代価が突然、著しく高騰した場合、あるいはこうしたサービスの供給が突然停

止された場合、人々はどのように反応するであろうか。こうした場合、都市の人々は、ストライキ、職場放棄、デモ行進、そして暴動といった直接行動に訴えることは十分に想定できる。また政治体制が、例えばそれが形式的なものであっても「民主主義体制」であるならば、都市の人々は選挙において現政権に対する批判票を投じるのではないであろうか。

アフリカにおいては都市部と農村部の人口移動が、労働移動という形で頻繁であることはしばしば指摘されている。⁽¹⁰⁾したがって都市部で集積された情報が、農村部に浸透することは決して困難なことではなく、また都市部と農村部のコミュニケーションも決して隔絶されているわけではない。しかしながらアフリカ諸国の政治変動、特に「民主化」は、先にザンビアとマラウイを例に挙げたように都市住民の現政権への「異議申し立て」からじまった。したがって都市住民の行政サーヴィスへの依存度が、現政権に対する直接行動に彼らを駆り立てる主要要因の一つではないか、という仮説は決して根拠のないものではないだろう。そこで以下、ハラレの住民をケースとして取り上げてこの点について論じてみたい。

第二章 ハラレに暮らす人々

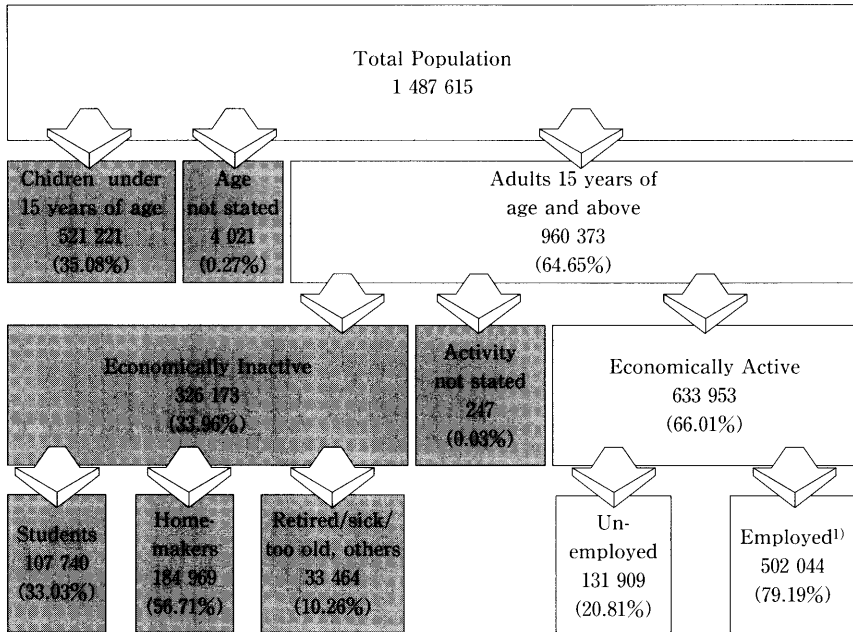
ハラレは、かつてソールズベリと呼ばれたジンバブウェの首都である。⁽¹¹⁾ハラレ中心部、ハラレ郊外、および隣接都市のチテイングウィザがハラレ州を構成している。同州の人口密度は、一平方キロメートルあたり一七〇三人であり、人口の約九九パーセントはハラレ中心部とチトウングウィザに居住している。⁽¹²⁾同州の人口は、独立以来急激に増加の一途をたどっており、ハラレ中心部だけを見ると、一九八二年の国勢調査から一〇年後の九二年の国勢調査のあいだに同地域の人口は、六五万六〇〇〇人から一一八万九一〇三人へと増加している。⁽¹³⁾さらに政府

の公式統計では、九七年の時点で一八七万一〇〇〇人、二〇〇〇年には民間の推計で二〇〇万人を越えるといわれている。⁽¹⁴⁾ こうしたハラレへの一極集中型の人口増加は、たとえばジンバブウェ第二の都市であるブラワヨが、八二年の四一萬八三〇〇人から九二年の六二萬一七六二の約四八パーセント増、そして九七年の時点においても約五万人増の六七万一〇〇〇人にとどまっていることから見て明らかである。⁽¹⁵⁾ そこで次にハラレにおける人々の生活環境を「九二年国勢調査」にもとづいて簡単に見てみたい。いうまでもないが、政府の公式統計にはいわゆる「インフォーマルセクター」に所属する人々についての統計は組み入れられてない。ある調査によると、一九九六年の時点でジンバブウェ全体でフォーマルセクターには一二六万人、そしてインフォーマルセクターにはこれを上回る一五四万人が就労していた。⁽¹⁶⁾

図 1 にみられるように、ハラレ州に住む一五歳以上の人々の約八〇パーセントが被雇用者であり、また表 1 に示されるようににいわゆる有給従業員が圧倒的多数を占めている。そしてここで注意すべき点は、これらフォーマルセクターに働く人々は、毎月給与から所得税を源泉徴収の形で徴収されているという事実である。これは、一般消費税そして緊急措置として導入される「早賦税」や「開発税 (Development Fee)」に納税が主として限定されている農村部の大半の人々とは大きな違いを示している。そしてこの納税義務も都市部の有給従業員を行政サービスの出来不出来について敏感にしている主要な要因といえよう。

次にハラレ州のインフラストラクチャーについてみてみたい。ハラレ州における住宅事情は、全世帯の三〇パーセントが持ち家で、借家に住む世帯は四八パーセントであり、全世帯の八七パーセントが西欧スタイルの家に住んでいる。同州において電気を使用している世帯は、全体の六四パーセントであり、ハラレ中心部とチティングウィザでは、それぞれ六四パーセントと六九パーセントである。飲料水に関しては、全世帯数の九八パーセントが上水道管ないしは井戸を利用してはいる。また全世帯数の九二パーセントが自宅の敷地内に水道管ないしは井

図1 ハラレ州における人口構成と労働力の状態



出典 Central Statistical Office, *Census 1992: Provincial Profile, Harare*, Harare, N.D., p. 50.

戸を有している。トイレに関しては、ハラレ州全体でトイレの施設を有していない世帯は〇・二七パーセントにすぎない。ハラレ中心部とチティングウィザにおいては、水洗トイレの普及率がそれぞれ九三パーセントと九九パーセントである。料理用のエネルギーは州全体でわずか五パーセントの世帯が薪を利用しており、残りの約九四パーセントは、灯油ないしは電気を利用している⁽¹⁷⁾。

以上のようにハラレの住民は、電気、水道などの公共サービスに強く依存していることがわかる。そして次に述べるESAPがはじまるまで、こうした公共サービスに対する料金は、政府による統制価格によってきわめて安価に抑えられていた。したがってESAP以降、ハラレの住民は、この統制価格の撤廃によって急激な負担を強いられることになるのである。

表 1 ハラレ州における就業形態

Activity	Harare Rural	Chitungwiza	Harare Urban	Total Percent
Paid Employee	74.59	61.17	70.48	69.98
Employer	0.40	0.29	0.65	0.58
Own Account Worker	4.92	13.45	8.26	9.07
Unpaid Family Worker	0.65	0.77	0.51	0.55
Unemployed	19.47	24.33	20.11	20.81
Total Percent	100.00	100.00	100.00	100.00
Total Persons	8 601	105 612	519 740	633 953

出典 Central Statistical Office, *Census 1992: Provincial Profile, Harare*, Harare, N.D., p 58

第三章 E S A P と社会的騒乱

1 E S A P の基本的枠組み

ジンバブエは一九九一年一月から、「経済構造調整計画 (Economic Structural Adjustment Programme: ESAP)」を開始した。これは言うまでもなく統制経済から市場経済へという転換を開始するものであった。E S A P の導入は、単に経済体制の変革にとどまらず、一般市民に多大な社会・経済的影響を及ぼした。そして一般市民に対する E S A P の社会・経済的影響が彼らの Z A N U P F 離れと Z A N U P F 不支持の態度をより一層明確化させ、さらには彼らを反 Z A N U P F、反政府へと駆り立てる潜在的な要因として位置づけることができるように思われる。こうした観点からここでは九一年一月一八日付で発表された『経済改革のための枠組み』に基づいてその概要を紹介するにとどめ、主として E S A P の一般市民への影響およびその政治的影響について考えてみたい。⁽¹⁸⁾

2 E S A P の影響

E S A P は、基本的に、財政政策、金融政策、貿易自由化、国内規制の緩和、そして社会政策に分けることができる。そこで以下簡単に各項目別にその内容を列挙してみたい。

財政政策については、次の九点にまとめることができる。(1) 公共企業体 (Parastatal) に対する直接補助金の削減と間接補助金の廃止、(2) 公共企業体に対する政府保証の停止、(3) 公共企業体における価格統制の廃止、(4) 公共企業体の民営化促進、(5) 実体のない公共企業体の廃止、(6) 政府債務の削減、(7) 今後五年間における公務員給与と総額の二五パーセント削減、(8) 教育・保健医療分野における受益者負担制度の導入、(9) 法人・個人に関する税制改革。

金融政策の主たる柱は以下の通りである。(1) 国内インフレ率一〇パーセントまで引き下げ、(2) 金融調節政策の実施、(3) 新たな金融市場政策の導入、(4) 公開市場政策の導入、(5) 銀行の新規開設承認、(6) 証券取引所委員会の設置。

貿易自由化は、その一部が一九九〇年一〇月から開始されていたが、その概要は以下の通りである。(1) 貿易振興のための為替相場運営の円滑化、(2) 外貨資金割当制度の廃止と段階的な包括的輸入許可制 (Open General Import Licence: OGIL) の導入、(3) 一〇〜三〇パーセントの所得税減税と付加税の廃止、(4) すべての収益金と配当金の海外送金の自由化、(5) 年末(九一年十二月)における包括的貿易計画の発表。

国内規制の緩和に関しては以下の通りである。(1) 公正取引委員会 (反独占委員会) の設置、(2) 投資認可の簡略化と自由化 (具体的には「ジンバブウェ投資センター」の権限強化)、(3) 収益と配当金の海外送金に関する外為規制の簡略化と自由化。(4) 価格と流通に関する規制の簡略化と自由化、(5) 労働条件と労賃に関する規制の簡略化と自由化、(6) 小規模セクターとインフォーマル・セクターに対する支援拡大、(7) 商取引許可証の廃止、(8) すべてのOGIL品目に対する価格統制の撤廃。社会的側面については以下の諸点を挙げるこ
とができる。(1) 技術訓練および職業訓練に力点を置いた教育、(2) 生産性の減退を伴わない土地の再配分、(3) 産業廃棄物に対する厳格な国家統制、(4) 環境保護調査の実施、(5) インフォーマル・セクターに対す

る規制緩和、(6) 公務員一人削減、(7) 公共企業体職員二〇〇〇人削減、(8) 一時解雇労働者に対する保障金(いわゆる「社会基金」の設置)。なお九〇/九一年から九四/九五年の経済成長率目標は年平均実質五パーセントとされた。⁽¹⁹⁾

ESAPは、その枠組みから大きく二つの部分に分けることができる。一つは先に述べた統制経済から市場経済への転換に必要な様々な措置、そしてもう一つはこうした措置によって生み出された不利益から社会的な弱者を救済するためのプログラム、いわゆる「調整の社会的側面 (Social Dimensions of Adjustment: SDA)」と呼ばれるものであった。前者の措置として具体的には、(1) 財政赤字の削減とパラステータル(公社)の民営化および金融政策の制度化、(2) 貿易政策と外国為替制度の自由化、(3) 国内規制の撤廃などが掲げられた。このうち(2)と(3)については概ね満足のいく成果を上げることができたが、(1)については八九年から九四年のあいだに政府支出はGDPの四六%から三九%に削減されたものの十分ではなく、とくに公務員の削減とパラステータル(公社)の民営化は決して満足のいく成果を上げていない、というのが世界銀行の評価であった。⁽²⁰⁾

ESAP開始後、消費者物価は補助金の廃止によって高騰し、インフレ率は九二年には四二%まで跳ね上がった。⁽²¹⁾そしてパンやメイズミールの価格は、九五年現在でESAP開始当初四倍以上になっている。また貿易自由化によって市場には南アフリカ製をはじめとする様々な外国製品を含む日常消費物資が豊富に流通するようになったが、その一方で大手繊維メーカーの「コーン・テキスタイルズ」社のように外国製品との競争に敗れて倒産する企業も相次ぎ、大量の失業者を生み出した。こうした結果、失業率は九二年の二二%から九六年は三五%⁽²²⁾に上昇した。

先に述べたように都市部で暮らす人々の生活は、農村部で暮らす人々のそれに比べて行政サーヴィスに依存す

る部分が多い。たとえばE S A P以前、食料品の価格そして公共料金（水道、電気、バス料金など）に対する国家統制によって最も恩恵を受けていたのは都市部の人々、特に貧困層であった。こうした人々やフォーマルセクターから生み出された失業者は、インフォーマルセクターに生活の糧を求めたとみられるが、E S A Pの開始以来、都市部の人々が生活条件の悪化によって不満を募らせていたのは明らかである。

これに加えて九一・九二年にジンバブウェは近年まれな大旱魃に見舞われ、農業は大不振に陥り、さらに九四・九五年の雨期にも十分な降雨を得られなかったために農業生産はいちじるしく停滞した。これは天候に恵まれれば（つまり十分な降雨量を得られれば）基本的に自給自足が可能な農村部の人々（人口の約七〇％）にとってはみずからの生活を根底から脅かす深刻な問題であった。そのため政府はこうした人々に対する緊急食料援助に忙殺されたが、この時期、農村部からのいわゆる「スクウォッターズ」と呼ばれる不法居住者が都市周辺部に住みつき都市部の社会秩序はさらに悪化した。

旱魃に対する緊急援助は別として、先に述べたようにE S A Pによって国民、特に貧困層と失業者にもたらされた不利益を改善するために計画されたのが、S D Aであった。すなわちこれは、（1）公務員の削減、（2）主食であるメイズミールに対する補助金の撤廃、（3）保健医療、初等教育授業料の導入とその他の教育費の増額などによってもたらされた世界銀行の言うところの「暫定的」な生活苦を改善することをその目的としていた。そして食費、教育費、保健医療費などへの補助を行う「社会的安全ネット」計画と、公務員の削減措置によって影響を受ける人々のための職業訓練計画が掲げられていた。したがって国家（政府）と国民、あるいは国家と社会の関係という観点からE S A Pを見るならば問題とされるべきは、まさにS D Aがその目的を十分に達成し得たか否かということである。

S D Aは、これが計画通り実施されたならばE S A Pによって国民にもたらされた様々な不利益、たとえば食

費・日常消費物資の価格の高騰や保健医療費・教育費・交通費などの受益者負担は大幅に改善されたことである。しかしながら SDA はその実施の過程において多くの問題点を露呈し、当初の目的を達成することができなかった。すなわち世界銀行によれば、

(1) 事前調査が不十分であったために SDA の対象となる受益者とその数およびその居住地域の面で十分に特定されていなかったこと。

(2) SDA の資金そのものが不十分であったこと。

(3) SDA の運用が中央のレベルで行われたために地方の要望をこれに反映できず、その結果都市に偏重したものとなってしまったこと。

(4) 一九九一年の SDA の発表後、政府はコーディネーターの任命に一八カ月を費やしたこと（これは早急対策が政府にとっての優先事項となったため）。

(5) SDA の適用を受けようとする者は自己申告しなければならなかったが、申請手続きが複雑でその上コストが掛かったために多くの最も貧しい人々を排除してしまったこと。

(6) SDA 補助金制度に関する政府の運用基準が複雑かつ独断的なものであったこと。⁽²³⁾

かくしてジンバブウェ政府は、SDA の欠陥を是正するために意思決定の地方分権化、およびプロジェクト実施に関する地区 (district) レベルと村レベルにおける事前承認が盛り込まれた「貧困緩和行動計画 (Poverty Alleviation Action Plan)」を開始した。しかしながらこの計画も十分な成果をあげることができなかった。

こうした世界銀行の報告書から確認できることは、ESAP はジンバブウェの人々にそれ以前よりも大きな生活苦をもたらしたということである。そして特に先に述べたように都市部で暮らす人々は、これによって農村部

で暮らす人々よりも生活条件の悪化を体験することになったと思われる。都市部の貧困層やフォーマルセクターから生み出された失業者は、インフォーマルセクターに生活の糧を求めているとみられるが、都市部の人々が全体として生活条件の悪化によって不満を募らせたことは明らかである。そしてこれは九五年一月の首都ハラレにおける暴動、九六年初頭のジンバブウェ大学における争乱、九六年八月と一〇・一一月の公務員スト、そしてその後のゼネストや職場放棄などを引き起こした主要な要因として考えることができるであろう。以下これらの事件を簡単に概観する。

3 ハラレの人々の直接行動

(九五年一月ハラレにおける暴動)

ハラレにおける暴動はこの月二回発生している。一回目は一月三日、二回目は一〇日である。前者の暴動が発生したきっかけは、窃盗犯に対して警官が発砲した銃弾が誤って歩行者等に命中し三人が死亡したことにある。警官がこの事故に迅速に対応しなかったことに激怒した群衆は暴徒と化して投石などで警官を襲い、最終的に機動隊 (riot squad) が導入されて暴動は鎮圧された。²⁴⁾

後者の暴動は前者を上回る規模となり、新聞報道によれば、一〇台以上の乗用車が破壊され多くの店舗が損傷を受けたり盗難にあった。この結果被害総額は数百万ジンバブウェ・ドルに達した。この騒乱は、ジンバブウェの人権擁護団体である「ZimRights」がジンバブウェ大学、ハラレ専門学校の代表らとともに先の暴動で死亡した被害者を追悼するためのデモ行進を行ったことに端を発している。新聞報道によればデモ行進が一応終了した時点で、一部のデモ参加者が突然騒ぎだし、これに「失業中の若者たち」が加わって暴動が発生した。暴徒はハラレ中心部で破壊、略奪を行ったが、最終的に警察の力によって鎮圧された。²⁵⁾

これらの暴動は、首都ハラレにおいて独立以来初めて発生した大規模な暴動であった。事件の直接的な原因は必然的に暴動へと導く可能性を内包するものとは言いがたいが、それが暴動へと発展した理由は E S A P を実施し、それによって生活条件の悪化をもたらした国家（政府）に対して都市部の住民が強い不満を持っていたことを指摘できるであろう。

（九六年初頭のジンバブウェ大学における騒乱）

国立ジンバブウェ大学学生によるストライキとこれを排除しようとする機動隊との衝突は、ほぼ毎年発生しているが、九六年初頭の騒乱の直接的な原因は、政府が学生に対する食費と奨学金の支払いを怠ったことにある。これは最終的に大学副総長の辞任へと発展した。⁽²⁶⁾ この大学における騒乱は、単に政府の行政上の不手際ばかりではなく、人々に生活条件の悪化をもたらした E S A P に対して学生が強く反発していたことにも大きな原因があった。

（九六年八月の公務員ストライキ）

このストライキの経緯は、以下の通りである。すなわち政府は一九九五年に公務員給与の見直しを行い、六〇パーセントの上昇を決定したが当面の財源不足のために九六年から年間二〇パーセントの上昇を三年にわたって行うことになった。しかしながら政府は同年七月からの二〇%の賃金ベースアップを怠ったためにこれに抗議すべく公務員はストライキを行った。ジンバブウェにおいては公務員のストライキは禁止されており、公務員・労務・社会福祉担当チタウロ (Florence Chitauru) は、当初ストライキ参加者との交渉拒否およびストライキ参加者七〇〇〇人の即時解雇を発表したが、政府の行政上の不手際が判明したためにこれを撤回し、さらに二〇パ

ーセントのベースアップ分をさかのぼって支払うことを公約して約二週間にわたって行われた「ジンバブウェ独立以来最悪のストライキ」は終了した。しかしこのストライキによって政府の被った損失は数百万ジンバブウェ・ドルと算定され、のちに確認されたところによればストライキ参加者数は約二万人に達した。⁽²⁷⁾ このストライキは直接的には政府の行政上の不手際によって発生した。しかしながらその背景としてESAPに盛り込まれた公務員の削減措置などが公務員の危機感を駆り立てていたことを看過することはできない。これは次に述べる公務員ストライキについても同様である。

(九六年一〇・一一月の準医師と看護婦による公務員ストライキ)

国立病院の準医師 (Junior doctor) と看護婦は、賃上げと労働条件の改善を求めてストライキを行った。これに対して政府は、約二〇〇〇名の看護婦と二〇〇名の準医師を解雇したが、ジンバブウェにおける労働組合の連合体である「ジンバブウェ労働組合会議 (Zimbabwe Congress of Trade Union: ZCTU)」は、これに抗議して政府に対する対決姿勢を打ち出し、公務員組合 (the Public Service Association)、『ジンバブウェ教会評議会 (the Zimbabwe council of Churches)』、『Zimbabwe Teachers Association』、『ジンバブウェ教会評議会 (the Zimbabwe council of Churches)』、『ZimRight』などもZCTUの動きに同調した。政府はこうした動きに対して機動隊によって抗議運動 (デモ) を鎮圧するとともに「治安維持法」にもとづいてZCTU事務局長ツヴァンギライ (Morgan Tsvangirai) を含む多数の抗議運動指導者を拘禁した。そして一二月初頭までに抗議運動は政府の強硬措置によって鎮静化された。⁽²⁸⁾

上記の事例から確認しうることは、以下の諸点である。

(一) 騒乱状態は都市部で発生したこと。

(2) 公務員の抗議運動に対して政府はきわめて厳しい措置を課したこと。

そしてこうした騒乱の背景として指摘しうることは、E S A P の結果もたらされた生活条件の悪化と S D A の不十分な実施を含めた国家行政が、人々のあいだに国家に対する不満を蓄積させていた、ということである。

一九九七年以降、ハラレにおいてはこれまでの公共部門におけるストライキばかりではなく、民間部門におけるストライキ、職場放棄、そしてゼネストが毎年のように発生した。たとえば、九七年七月から九月まで、経済のあらゆるセクターにおいてストライキが続発し、また同年一二月には Z C T U 主導によるゼネストがおこなわれ、これは暴動へと発展した。さらに翌九八年一月には、ハラレとチティングウィザにおいて食糧暴動が発生した。

この暴動は、二五〇七五パーセントの日常消費物資(食料を含む)の値上げに抗議する両都市の一部住民のデモ行進が、暴動に発展したものである。そして数千人の都市住民が暴徒となってショッピングセンターや小売店を襲い、商品を略奪した。最終的に大量の警官隊が導入され暴徒は鎮圧されたが、この暴動の直接的な原因は、前年一二月にメイズ・ミールの政府卸売価格が二五パーセント値上げされたことに求められる。この暴動によって生じた被害総額は、数百万ジンバブエ・ドルと発表された。²⁹⁾そしてさらに同年一月には Z C T U の呼びかけによる全国規模の職場放棄がおこなわれ、その直後に政府は職場放棄の非合法化を宣言したのであった。以上のように九〇年代後半、ハラレにおいては労働者および住民によるストライキ、職場放棄、そして暴動がしばしば発生するようになった。

これまで述べてきたように、E S A P は都市部で暮らす人々に農村部で暮らす人々よりも生活条件の悪化をもたらした。というのも彼らは、農村部で暮らす人々に比べて国家によるサーヴィスに依存する部分が大きいためである。

ところで先に社会的な騒乱として掲げた事例から確認しうることは、これらの騒乱が(1)都市部で発生していること、(2)国家によるサーヴィスに依存する部分が多い人々によって引き起こされたということである。すなわちこれらの人々は、装置としての国家の部品である公務員であり、国立大学・専門学校の学生であり、失業中の若者であった。彼らは価格統制の撤廃にもなつて高騰した都市における様々な行政サーヴィスにたいする受益者負担を求められるとともに、ESAPの柱である政府財政支出の削減によつて最も影響を受け、あるいは職業訓練などのSDAによつて救済されるべき人々であった。

都市住民の一部は後でみるように、九五年の議会総選挙と九六年の大統領選挙において野党や無所属の候補者に投票したことは否定できない事実である。しかしそうであったとしても有権者の圧倒的多数が農村部に居住し、かつ農村部が与党ZANU PFの支持基盤であるために、選挙という手段をつうじて政権の交代を実現することはできなかった。彼らは自分たちの不満、そして生活条件の改善を訴える手段として抗議運動(ストライキ、デモ行進)という活動を選択した。この意味において社会的騒乱は、ESAPの影響とSDAの履行における国家の不手際そして行政の機能不全によつて大きな不利益を被つた都市在住の人々が行つた国家に対する抗議運動であった。しかしながら国家(政府)は権力によつてこうした活動を押さえ込んだ。国家(政府)は国家秩序を乱すと判断した活動に対してはたとえそれが国家の不手際そして行政の機能不全が原因であってもこれを力によつて排除する、ということを示したのがハラレにおける暴動、大学における騒乱、公務員のストライキなどの力による鎮圧と「職場放棄」の非合法化であった。これは国家と直接的な関係にある首都ハラレに在住する人々に対してジンバブウェは強い国家であることができる。言葉を換えていえば、行政サーヴィスに生活の大きな部分を依存する人々が構成する都市社会と国家の関係は非常に密接であり、国家は都市社会に浸透している、ということである。

表 2 90 年総選挙・ハラレ州 (選挙区別) 投票結果

	ZanuPF	Zum	UANC	Others	Spoilt Paper	Total Votes Cast	Registered Voters
Highfield Wst	18676	10666	3284		506	33132	36426
Highfield East	8292	5473		64	683	14103	39258
Mufakose	15144	3544	1087		533	20308	36803
Glen View	15415	9348	323		787	25873	43303
					Not		
Kambuzuma	8740	5423	241	77	Confirmed	14728	33728
Chitungwiza	20217	6316		237	763	27533	42378
Zengeza	16370	7646			2139	26156	42958
St. Mary's	18323	4905			994	23228	45595
Harare South	15100	1203		1203	1303	25762	* 41592
Harare East	16390	9770			2131	28220	40294
Harare Central	9545	6864			711	17120	45882
Harare West	15675	7323			1462	24460	44344
Harare North	11967	5055			1349	18371	32366
Mabvku	14107	5290	342		554	20293	* 43139
Dzivaresekwa	24218	11240	477		2603	38538	38938
Mbare East	12522	4420			741	17880	34542
Mbare West	8315	4415	339		424	13493	36108
Manyama	14298	5644			1378	21320	46403

出典 *Zimbabwe News*, Vol. 21, No. 3 (March 1990), pp. 14-15 and p. 20.

* 『1989 年選挙区確定委員会報告書』31-32 ページにより補足

ところで先に引用にしたように、藤田によれば権力は二つの側面を持っている。すなわち「支配」と「保障」である。ハラレ市民の直接行動に対する政府の弾圧は、まさに権力のもつ「支配」の側面といえるだろう。しかしながらその一方で政府(中央政府)は、ハラレの人々に「保障」も与えた。上記のようにハラレ市民の直接行動は、政府(中央政府およびハラレ市当局)によって提供される行政サービスに対する不満に起因するところが大きい。とりわけ市内の住宅供給や上下水道の運営など市民の日常生活に直結したサービスを提供するハラレ市当局は、そのスタッフによる腐敗・汚職、行政サービスの不手際などによって市民のあいだに大きな不満を生みだしていた。このため中央政府は九年二月、ハラレ市の自治権を停止し、これに代わって政府が直接任命した委員会が市行政を暫定的に担当することになった。そしてハ

ラレの人々は、NGOを含めてこれを好意的に受け入れたのであった。⁽³⁰⁾

こうしたハラレ市自治権の停止に加えて、中央政府は〇一年一〇月 生活必需品（食パン、ミリ・ミール、砂糖、クッキングオイル、牛肉、豚肉、そして鶏肉）に対する価格統制を再導入した。これはインフレーションによって高騰した食料価格によって深刻な影響を受けたハラレの人々のまさに「飢餓」に対する危機感を緩和して「食料安全保障」を提供することを目的としたものであった。⁽³¹⁾ しかしその結果として、採算が合わないとの理由から食パンの生産を中止するメーカーが出はじめ、市場から食パンが姿を消すという事態に発展したことも看過することはできない。⁽³²⁾

ZANU PF政権は、ハラレの住民の直接行動を国家権力によって押さえ込んだ。しかしながらハラレの人々は、こうした活動と並行して投票箱をつうじてみずからの生活条件の改善を目指したのであった。

第四章 ハラレ市民の政治的「異議申し立て」

1 九〇年代のハラレ市民と政治

投票を通じてハラレ市民の中央政府に対する「異議申し立て」は、ESAPの開始される直前の時期、すなわち統制経済下にあった一九九〇年総選挙の結果にも反映されている。表2に示されているように、野党勢力は議席の獲得にまでは至っていないが、ハラレの各選挙区において善戦している。これはZANU PFにとっては予期せざる結果であったといえよう。というのも同選挙は、独立以来の政権党であるZANU PFが野党第一党であったPF ZAPUを最終的に吸収合併して圧倒的な優位に立った直後の時期に実施されたものであり、ZANU PFとしては議会における事実上の一党支配を背景として法律上の一党制への移行を推進しようとし

表 3 95 年総選挙・ハラレ州 (選挙区別) 投票結果

	ZanuPF	Zanu(Ndonga)	Forum	Others	Total
Chitungwiza East	15475	2536			18011
Glen Norah	20889	5001			25890
Glen View	15204	3408			18612
Harare Central	8417		3858		13620
Harare East	15959		4871	1001	21831
Harare North	13360	789	4340		18489
Harare south	6287			6076	12363
Highfield	18534	4531			23075
Mabvuku	20223		4280		27418
Mbare East	15762	2510			18272
Mufakose	18355		2787	1412	22554
Chitungwiza West					Uncontested
Hatfield					Uncontested
Kambuzuma					Uncontested
Kuwadzana					Uncontested
St.Mary's					Uncontested
Zengeza					Uncontested

出典 *Herald*, April 11 1995

ていた時期に当たるからである。ハラレの住民が、野党を支持した理由として地元の月刊誌『パレード (Parade)』は、高いインフレ率、失業、住宅価格と家賃の高騰、そして公共交通の不備などを指摘している。⁽³³⁾これは行政サーヴィスに対するハラレの人々の不満が、ジンバブウェ独立後一〇年間に次第に蓄積されてきたことを示している。

九五年総選挙においては、ハラレ州には二〇の選挙区が設置されたが、このうち六選挙区においては Z A N U P F 以外の候補者が立候補しなかったために、無投票で同党の候補者が当選をはたした。表 3 は、一七の選挙区の投票結果を示している(この表に掲載されていない選挙区は以下の通りである。ブディリロ、ズィヴァレセクワ、西ムバレ)。九五年選挙そして九〇年選挙の投票結果からみて、ハラレ市民のあいだには野党に議席をもたらすほどではないが野党勢力への一定の支持層が存在したことがわかる。なおの『一九九四年選挙区確定委員会報告書』に記載された各選挙区の有権者登録者数にもとづいて投票率を算出すると、各選

挙区の投票率は、一部の例外を除きほぼ四〇パーセントから六〇パーセントのあいだとなる。⁽³⁴⁾これは九〇年総選挙における投票率とほぼ同じである。

しかしこうした傾向は、翌九六年におこなわれた大統領選挙において大きく変化した。選挙の結果、全国レベルでは現職でZANU PF候補者のムガベ (Robert Mugabe) が有効投票数の九〇パーセント以上を獲得して再選を果たした。ムガベはハラレ州においても九〇・四パーセントの得票率で第二位のムズレワ (Abel Muzorewa) の二三・五パーセントをはるかに引き離れた。しかしながら有権者の投票率を考慮に入れるとムガベは決して都市の有権者の大半によって支持されたわけではないことがわかる。同大統領選挙においては、有権者登録者は発表されなかった。しかしながらその前年におこなわれた議会総選挙の際に選挙区確定委員会の報告書の中に記載されたハラレ州全体の有権者登録者数八〇万四三九八人という数字からわずか一年あまりで有権者数が極端に減少ないしは増大したとは考えにくい。⁽³⁵⁾したがってこの数字にもとづいてハラレ州全体の投票率を算出すると投票総数が一四万一五八八人であることから、投票率は約一八パーセントということになる。⁽³⁶⁾そしてこの数字は、地元の日刊紙『ヘラルド』に掲載されたジンバブウェの都市部全体の投票率二〇パーセントに近い。⁽³⁷⁾こうしたハラレの有権者の投票率の低下は、ムガベに対抗しうる有力な候補者が存在しなかったことにその理由を求めることができよう。したがって九六年大統領選挙においてムガベは、ハラレ市の人々のわずか二〇パーセントによって支持されたにすぎなかったのである。

ハラレの人々は、「棄権」という行為によってムガベ大統領そしてZANU PF政権に対する「異議申し立て」をおこなったのである。そして彼らの政治的「異議申し立て」は、二〇〇〇年二月の新憲法に関する国民投票、そして同年六月の議会総選挙さらに〇二年三月の大統領選挙においてさらに明確な形を取って顕在化するようになった。

2 野党勢力の支持基盤としてのハラレ市民

先に述べたように、一九九〇年代後半において、ハラレの労働者の労働条件の改善に深く関わり合い、ゼネスト、そして職場放棄を組織したのが ZCTU であった。同組織は、九九年二月みずからを母胎として政党を結成することを発表し、同年九月、「民主変革運動 (Movement for Democratic Change: MDC)」を結成した。そして以後同党は、ハラレ、ブラワヨといった都市の住民の支持を確実にする一方で、農村部への浸透にも積極的に取り組んだ。そしてその活動が実を結んだ最初の事例が二〇〇〇年二月におこなわれた「新憲法草案」に関する国民投票であった。

新憲法草案は、当初、官と民の代表から構成される「制憲委員会」によって起草される予定であったが、たとえば二〇以上の市民団体を代表する「全国制憲会議 (National Constitutional Assembly: NCA)」がこれへの参加を拒否したために、結果的に政府主導で起草された。³⁸ 九九年一月三〇日に発表された新憲法草案の骨子は、以下の通りである。³⁹

- ・ 大統領の任期を一期五年間二期までとする。
- ・ 大統領の権限の大幅拡大
- ・ 首相のポストの設置
- ・ 六〇議席からなる上院の設置
- ・ 下院選挙への比例代表制の導入
- ・ 政府から独立した選挙管理委員会の設置
- ・ 伝統的指導者に対する権限の付与

表4 新憲法草案に関する国民投票・ハラレ州（選挙区別）投票結果

CONSTITUENCY	YES	NO	SPOILT
CHITUNGWIZA EAST	3382	7953	488
HARARE EAST	4548	17728	395
MBARE EAST	3787	9693	187
GLEN VIEW	2894	10920	115
GLEN NORAH	4151	14175	186
MUFAKOSE	4680	13252	244
HARARE NORTH	4942	15038	394
DZIVARASEKWA	574	11016	228
KUWADZANA	3977	9997	124
HARARE SOUTH	3703	10302	145
KAMBUZUMA	2907	10121	154
HATFIELD	4739	8873	228
CHITUNGWIZA WEST	3683	8993	413
HIGHFIELD	3940	11429	158
TAFARA/MABVUKU	4271	12616	385
St MARY'S	2429	6678	155
MBARE WEST	3022	9405	307
ZENZEZA	4232	9129	135
HARARE CENTRAL	4821	16882	191
BUDIRIRO	3467	12908	240

出典 <http://www.gta.gov.zw/Presidential%20Speeches/Statistics.htm>

MDCは当初からこの憲法草案に否定的であり、国民投票による否決を目指して他の市民団体（NGO）とともに活動を展開した。この結果、同草案は反対票五五パーセントで否決されたのである。ハラレにおける投票結果は表4の通りである。⁽⁴⁰⁾

この投票結果からハラレにおいては、新憲法草案反対派が賛成派を圧倒していることを理解できよう。しかしながらこれは、単に憲法草案それ自体へのハラレ市民の反対姿勢を示しただけではない。すなわち「最低限度の生活の安定」を求める都市住民の圧倒的多数が、投票という政治参加の手段によって、与党ZANU PFと国に対してはじめて明確な「異議申し立て」をおこなったのである。

その背景にはMDCがZANU PFに代わりうる「受け皿」として登場してきたという事実を看過することはできないであろう。そしてこうしたハラレの人々の政治に対する姿勢が同じように明確に示されたのが、同年六月におこなわれた議会総選挙の結果であった。

議会総選挙の結果は、一二〇議席中、ZANU PFが六二議席、MDCが五七議席としてZANU NDONGAが一議席であった。そしてハラレ選挙区では、表5に見られるように一九議席のすべてをMD

表 5 2000 年総選挙・ハラレ州 (選挙区別) 投票結果

CONSTITUENCY	VOTES	AFFILIATION
HARARE PROVINCE 1. BUDIRO	4 410	ZANU (PF)
	93	Independent
	96	UP
	21 058	MDC
2. CHITUNGWIZA	164	NDU
	101	UP
	15 480	MDC
	6 057	ZANU (PF)
3. DZIVARASEKWA	120	UP
	584	Independent
	18 516	MDC
	6 084	ZANU (PF)
	122	Independent
4. GLEN NORAH	173	Independent
	3 517	ZANU (PF)
	0	Independent
	17 866	MDC
	147	ZUD
5. GLEN VIEW	119	ZANU (NDONGA)
	159	UP
	209	Independent
	16 470	MDC
	3 443	ZANU (PF)
6. HARARE EAST	48	ZUD
	100	UP
	16	ZCP
	140	ZIP
7. HARARE CENTRAL	4 391	ZANU (PF)
	18 129	MDC
	14 207	MDC
	3 620	ZANU (PF)
8. HARARE NORTH	39	UP
	76	Independent
	4 852	ZANU (PF)
	707	Independent
	202	Independent
9. HARARE SOUTH	18 976	MDC
	222	ZPP
	12 430	MDC
	951	ZUD
	0	Independent
	4 730	ZAUN (PF)

C が獲得した⁽⁴⁾。ハラレ州全体の投票率は、約四七・六パーセントであり、選挙区別の投票率も九〇年・九五年総選挙の時とほぼ同じ四〇パーセントから五五パーセントのあいだに戻っている。すなわち九六年大統領選挙の時、投票率約一八パーセントから大幅な伸びを見せたのである。このように〇〇年議会総選挙において都市住民は、MDC を圧倒的に支持することによって ZANU PF 政権に対する明確な「異議申し立て」をおこなったのであった。この結果は、同時に、組織化された有力な野党の存在が、ハラレの有権者に自分たちの政治的な主張を代弁させるうえで不可欠であったことを示している。

最後に○二年三月におこなわれた大統領選挙についてふれておきたい。同選挙においては、現職でZANU PF候補のムガベが五四パーセントを獲得し、MDC候補のツヴァンギライ (Morgan Tsvangirai) の四〇パーセントに大差をつけて再選を果たした。しかしながら今回もハラレの人々は、表6に示されているようにMDC候補を選択している。すなわちツヴァンギライが投票総数の七五パーセント、三〇万九八三二票を獲得したのに対し、ムガベはわずか一〇万一九五票であった。⁽⁴²⁾ なおハラレ州における投票率は、四七・三パーセントであり前年の総選挙とほとんど変わりが無い。

10. HATFIELD	62	Independent (MDC)
	111	Independent
	124	up
	58	Independent
	5 413	ZANU (PF)
	11740	MDC
11. HIGHFIELD	39	Independent
	12 616	Independent
	3 234	MDC
	139	ZANU (PF)
	1 120	ZUD
	185	Independent
12. KAMBUZUMA	2 542	UP
	77	ZANU (PF)
	13 722	Independent
	74	MDC
	77	ZUD
	101	Independent
13. KUWADZANA	155	UP
	15 691	Independent
	67	MDC
	144	Independent
	4 349	UP
	264	ZANU (NDONGA)
14. MABVUKU	17 495	ZANU (PF)
	5 572	UP
	4 265	MDC
	109	ZANU (PF)
	10 754	ZUD
	232	MDC
15. MBARE EAST	88	Independent
	13 118	UP
	312	MDC
	3 078	Independent
	15 233	ZANU (PF)
	350	MDC
16. MBARE WEST	3 965	UP
	17 740	ZANU (PF)
	6 135	ZANU (PF)
	5 330	MDC
	172	ZANU (PF)
	90	ZANU NDONGA
17. MUFAKOSE	14 814	PDF
		MDC
18. ST MARY'S		
19. ZENGEZA		

出典 <http://www.gta.gov.zw/Headlines/Election%20Results.htm>

表 6 2002 年大統領選挙・ハラレ州 (選挙区別) 投票結果

	MDC	% MDC	ZPF	SPOILED	TOT ANNOUNCED	# REGIST'D VOTERS	% VOTER TURNOUT
HARARE (19)							
Budiriro	20749	83%	4082	88	24984	53,424	46.8%
Chitungwiza	16901	70%	6855	154	24005	52,573	45.7%
Dzivarasekwa	18046	70%	7385	166	25816	55,750	46.3%
Glen Norah	19021	82%	3907	110	23116	50,667	45.6%
Glen View	16527	85%	2709	85	19357	49,015	39.5%
Harare Central	13880	76%	4292	74	18306	39,140	46.8%
Harare East	19717	73%	5828	179	22834	46,035	49.6%
Harare North	19525	77%	5696	117	25434	52,178	48.7%
Harare South	13646	68%	6219	106	20033	38,441	52.1%
Hatfield	15354	61%	9502	318	25289	48,166	52.5%
Highfield	14919	82%	3187	107	18291	41,794	43.8%
Kambuzuma	15469	82%	3299	78	18913	36,692	51.5%
Kuwadzana	18263	78%	5047	72	23440	45,862	51.1%
Mabvuku	17039	76%	5066	236	22478	48,267	46.6%
Mbare East	11353	67%	5192	236	16873	38,640	43.7%
Mbare West	14382	80%	3342	107	17894	38,815	46.1%
Mufakose	12101	60%	7661	237	20089	40,022	50.2%
St Mary's	20094	74%	6546	220	26998	57,777	46.7%
Zengeza	15846	73%	5580	118	21621	45,447	46.6%
TOTAL	309832	75%	101395	2808	415771	878715	47.3%

出典 <http://www.mdczimbabwe.com/archivemat/elections/respres0203hre.htm>

ハラレの人々は、二〇〇〇年代に入ってから投票という明確なたちで野党支持を表明し、政府に対して政治的「異議申し立て」をおこなった。そしてハラレに住む人々の投票率も九〇年代前半の投票率に戻った。これに対して政府（中央政府）は、先に述べたように一方においては人々の直接行動を力によって押さえ込もうとした。これは、二〇〇〇年の議会総選挙と〇二年の大統領選挙においても顕著に見られ、野党支持者に対する暴力行為、そして開票をめぐる不正行為は都市部に限らず全国で見られた。したがってこれらの選挙の公表された投票数や得票数は決して正確なとはいえないであろう。事実、欧米諸国は〇二年大統領選挙を「公平かつ自由」とは認めなかった。しかしながら少なくともハラレにおける有権者の一般的な投票行動を見るうえで、こうした数字は十分利用可能なものと考えられる。他方、政府（中央政府）は、先に述べたように権力の持つ「人々に対する保障」の側面において行政の不手際と腐敗を理由にハラレ市執行部を解体して自治権を一時的に停止し、食料安全保障の観点から食料に対する価格統制を再導入し、また自動車燃料の圧倒的不足に対してはリビアと燃料供給に關する協定を締結し、さらに公務員給与の大幅な引き上げを実施した。しかしこうした政策が、ハラレの人々の生活の向上に積極的に寄与したという証拠は今のところ見いだせない。

これまで見てきたように、ハラレの人々は中央政府・地方自治体の行政サーヴィスに対する不満を訴えるために直接行動、そして投票によって反政府の姿勢を明確に示した。政府によって提供される行政サーヴィスに依存する度合いの高い都市の住民は、まさに自分たちの最低限の生活の保障、さらには快適な生活を求めて政治的な「異議申し立て」をおこなったのであった。

結 論

本稿は、都市に暮らす人々が農村部の人々に比べてなぜ政府に対する批判的な勢力となりやすいのか、という基本的な問題意識にもとづいて、この一つの理由として都市の人々の日々の生活が政府によって提供される行政サービスの依存する度合いが相対的に高いために、これが十分に提供されない場合には都市の人々は直接行動に訴え、また形式的であっても民主主義体制が存在する場合には野党勢力の有力な支持基盤となる、という仮説をジンバブウェのハラレをケースとして検証を試みた。

政府に対する批判勢力としての都市住民という問題は、いうまでもなくさまざまな角度から分析が可能であろう。したがって本稿において欠落している重要な視点が存在することはいうまでもない。しかしながら本稿においては、藤田が提起した次のような立言を踏まえて分析を試みた。藤田の議論を少し長くながるが引用しておきたい。

「人々が権力を正当化させるために定められた複雑な手続きを、一つ一つ確認することは容易なことではない。民衆は必ずしも直接生活と関係のない政治権力の動向に、関心を集中することはできない。民衆にとって、王や皇帝がどのような、〈政治理念〉をもつていようと、通常彼らの生活に大きな違いはなかった。そのことは、現在とて同様である。一般の国民にとって首相や大統領が誰であろうと、日々の生活を生きるという現実の前には、大したことではない」⁽⁴³⁾。

アフリカ諸国のように経済的にはきわめて貧しく、また国家それ自体に対する人々の帰属意識も乏しく、さらに政治体制（「民主主義体制」を含む）が人々のあいだに十分に浸透していない状況において、そこに暮らす人々にとって政治というものが身近なものであるとは考えにくい。そうした人々、とくに都市に住む人々が、このような状況のなかで政治的に覚醒していく要因とは何か。本稿においてはそれを都市の人々の行政サービスの

依存にその要因を求め、ハラレをケースとして分析した。

ハラレの急激な人口増加は、国家によって提供されるサーヴィスに依存する人々を急激に増大させることを意味した。しかしながら「構造調整計画」の失敗による国家経済の悪化は、ハラレの住民の労働条件と生活条件をいちじるしく悪化させ、その結果として多くの社会的な騒乱が引き起こされ、他方、政治的な側面において都市住民は、野党MDCの強固な支持基盤を形成するに至ったのである。そしてこれは、与党ZANU PFが独立以来維持してきた、いわゆる「一党優位制」を切り崩す主要な要因となり、ジンバブウェという国家を政治的に大きく変動させるに至った。言葉を変えていうならば、都市住民は、国家に対抗する勢力となったといえよう。

二〇〇〇年の議会総選挙、そして〇二年の大統領選挙が、はたして「自由・公平」なものであったかどうかを客観的に判断する材料を見いだすことは現在のところきわめて難しい。しかしながら都市住民が、投票という行為をつうじて社会・経済的な条件の改善を求めたことは同地域の投票結果から見ても否定することのできる事実である。ハラレに暮らす人々が、今後、「政治社会」に対抗する「市民社会」の構築に向かって進む可能性は十分に考えられる。また都市生活を共通の基盤としてエスニティーを越えた新たなアイデンティティーの萌芽が都市住民のあいだに見られるであろうことも決して否定できない事実であろう。

アフリカにおいては、都市と農村のあいだの人の移動は、きわめて頻繁におこなわれている。ジンバブウェにおいても同様であり、都市とその住民が農村部から決して切り離されているわけではない。都市人口の急激な増大、都市と農村のあいだの人の情報移動、そして情報のグローバリゼーションは、農村部の大票田を押しえれば政治が安定するという単純な発想をもちや過去のものとしているのではなからうか。⁽⁴⁾

(1) 本稿は、「ジンバブウェにおける人口移動と政治変動」、一九九九年度—二〇〇一年度 科学研究費補助金研究成

- 果報告書『南部アフリカにおける地域的再編成と人の移動』所収、に大幅な加筆修正を加えたものである。
- (2) 藤田弘夫『都市の論理』、中公新書、一九九三年、四九頁。
 - (3) 藤田弘夫『都市と権力―飢餓と飽食の歴史社会学―』、創文社、一九九一年、一〇九頁。
 - (4) 藤田、『都市の論理』、八五頁。
 - (5) 同上、一四六頁。
 - (6) 同上、一四〇頁。
 - (7) 大石裕、「都市と情報―集積する文化と権力―」、藤田弘夫・吉原直樹編著『都市社会学』所収、四六頁。
 - (8) 同上、四九頁。
 - (9) 藤田『都市と権力』、一四八―一五二頁。
 - (10) たとえば小倉充夫、『労働移動と社会変動』、有信堂、一九九五年。
 - (11) ハラレに関する歴史研究はきわめて少ない。代表的なものとしては、Brian Raflopoulos and Tsuneo Yoshikuni ed., *Sites of Struggle: Essays in Zimbabwe's Urban History*, Harare, Weaver Press, 1999.
 - (12) *Census 1992. Provincial Profile, Harare, CSO, Harare, 1994, p. 22.*
 - (13) *Africa South of the Sahara 2001*, London, Europa Publications, 2001, p. 1249.
 - (14) *EIU, Country Profile 2001, Zimbabwe, p. 3 and 12.*
 - (15) *Africa South of the Sahara 2001*, London, Europa Publications, 2001, p. 1249. *EIU, Country Profile 2001, Zimbabwe, p. 3.*
 - (16) *The Sunday Mail*. Oct. 19 1997.
 - (17) *Census 1992*, pp. 5-7.
 - (18) 『経済改革のための枠組み』に関する詳細な紹介は、林見史「ジンバブエの新五カ年経済計画 一九九一―一九五五年」(『アフリカ・レポート』No. 14 1992) 三三―三六頁を参照。
 - (19) *Zimbabwe: A Framework for Economic Reform (1991-95)*, January 18, 1991, Standard Chartered Management Services, *Zimbabwe: Framework for Economic Reform (1991-1995), A Checklist of Key Strategies &*

Benchmarks, 20 Feb 1991.

- (21) World Bank Operations Evaluation Department, OED Presis, Structural Adjustment and Zimbabwe's Poor, Annual Reviews, Number 105, February 1996, (www.worldbank.org/html/oad/pr105-2.htm).
- (22) Republic of Zimbabwe, *Budget Statement*, 1996, p. 4
- (23) *Ibid.*, p. 5.
- (24) World Bank Operations Evaluation Department, *op. cit.*
- (25) *Herald*, November 4 1995.
- (26) *Herald*, November 11 1995.
- (27) *Herald*, March 9 1996.
- (28) *Herald*, August 29, September 1 and 20 1996.
- (29) *Horizon*, December 1996, pp. 12-13 and Christmas/January 1997, p. 8.
- (30) *Herald*, January 19, 20, 21 and 22, 1998.
- (31) *Herald*, February 27, 1999.
- (32) *UN Integrated Regional Information Networks*, October 10, 2001.
- (33) *Daily News* 12, October 2001.
- (34) *Parade*, May 1990, p. 6.
- (35) *1994 Delimitation Commission Report* (Cmd. RZ1995), Harare, January, 1995, pp. 20-21.
- (36) *Ibid.*, p. 21.
- (37) *Herald*, March. 19 1996.
- (38) *Herald*, Mar. 22 1996.
- (39) *The Zimbabwe Mirror*, 19-25, March 1999.
- (40) 「新憲法草案」の全文が Web 上のジンバブウェ政府のサイトにある <http://www.gta.gov.zw/Constitutional/Draft%20constitution/Contents.Draft.Const.htm> にアップロードされている。

- (40) www.gta.gov.zw/Presidential%20Speeches/Statistics.htm
- (41) www.in2zw.com/mdc/statements/results/resultsprov.htm
- (42) www.mdczimbabwe.com/archivenat/elections/archiv elections.htm
- (43) 藤田、『都市の論理』、一三一―一三頁。
- (44) 本稿においては、二〇〇〇年二月以降、すなわち「新憲法草案」否決以後、「元兵士」によって開始された白人農園襲撃・占拠事件、そしてそれに続くムガベ政権の「土地改革」については触れなかった。その理由は、一方における都市住民の政治的覚醒、そして他方における「元兵士」の活動と政府の「土地改革」のあいだに明確な相互関連を見いだすことができなかつたからである。したがって後者の問題については、「農村部住民と政治」という観点からあらためて議論する予定である。

〔追記〕 本稿は当初、『法学研究』七五巻一号（山田辰雄教授退職記念号）に掲載を予定していたが、エディンバラ大学アフリカ研究センターへ赴任したためにこれが遅れたことを付記しておく。